

## 秋田市告示第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

### 1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画用途地域

### 2 都市計画を変更した土地の区域

秋田市川尻若葉町、川尻町字大川反および字中島、八橋字下八橋ならびに寺内字蛭根および字神屋敷地内

### 3 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課